

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法の目的及び用語の定義について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

この法律は、電波の□A□な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

「電波」とは、□B□以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電信」とは、電波を利用して、□C□を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線従事者」とは、無線設備の□D□又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C	D
1	有効かつ適正	300万ギガヘルツ	符号	管理
2	有効かつ適正	300万メガヘルツ	モールス符号	操作
3	公平かつ能率的	300万ギガヘルツ	モールス符号	管理
4	公平かつ能率的	300万メガヘルツ	符号	操作

A - 2 次の記述は、アマチュア無線局の開設等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の□A□を受けなければならない。

の規定による□B□、無線局を開設し、又は運用した者は1年以下の懲役又は□C□の罰金に処する。

	A	B	C
1	検査	検査を受けないで	100万円以下
2	検査	免許がないのに	50万円以下
3	免許	検査を受けないで	50万円以下
4	免許	免許がないのに	100万円以下

A - 3 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 適宜工事を行い、工事完了後その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 適宜工事を行い、運用開始前にその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 4 あらかじめ総務大臣の指示を受けなければならない。
- 5 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

A - 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかななければならない。
- 2 無線従事者免許証とともに1年間保存しておかななければならない。
- 3 3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 速やかに廃棄しなければならない。
- 5 1箇月以内に返納しなければならない。

A - 5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について、電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□Aを与えるものであってはならない。

に規定する副次的に発する電波が他の□Aを与えない限度は、受信空中線と□Bの等しい□Cを使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

A	B	C
1 無線設備の機能に支障	電氣的常数	擬似空中線回路
2 無線設備の機能に支障	利得及び能率	空中線結合回路
3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	電氣的常数	空中線結合回路
4 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	利得及び能率	擬似空中線回路

A - 6 次の表は、記号をもって表示する電波の型式とその内容について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを表の番号の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 C	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	A 3 E	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	J 3 F	振幅変調であって全搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A - 7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧□Aを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から□B以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) □Bに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、□C以外の者が出入しない場所にある場合

A	B	C
1 750ボルト	2.5メートル	無線従事者
2 750ボルト	3メートル	取扱者
3 900ボルト	2.5メートル	取扱者
4 900ボルト	3メートル	無線従事者

A - 8 次に掲げる記述のうち、空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則に定めるものに該当しないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 主輻射方向及び副輻射方向
- 3 垂直面の主輻射の角度の幅
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A - 9 次の記述は、非常通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□A□を利用することができないか又はこれを利用することが□B□であるときに人命の救助、□C□、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A | B | C |
|-------------|-------|-------|
| 1 有線通信 | 著しく困難 | 災害の救援 |
| 2 有線通信 | 不可能 | 財貨の保全 |
| 3 電気通信業務の通信 | 著しく困難 | 財貨の保全 |
| 4 電気通信業務の通信 | 不可能 | 災害の救援 |

A - 10 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A□又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□B□与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

- | A | B |
|-------------------|-----------------------|
| 1 放送の受信を目的とする受信設備 | いかなる混信も |
| 2 放送の受信を目的とする受信設備 | その運用を阻害するような混信その他の妨害を |
| 3 他の無線局 | いかなる混信も |
| 4 他の無線局 | その運用を阻害するような混信その他の妨害を |

A - 11 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が、他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、どうしなければならないか。無線局運用規則の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力を低下しなければならない。
- 2 直ちにその発射を中止しなければならない。
- 3 10秒間を超えて電波を発射しないように注意しなければならない。
- 4 その通知に対して直ちに応答しなければならない。

A - 12 次の記述は、アマチュア局がモールス無線電信により通信可能の範囲内にあるアマチュア局を一括して呼び出そうとするとき順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | |
|---------|-----|
| CQ | □A□ |
| DE | 1回 |
| 自局の呼出符号 | □B□ |
| K | 1回 |

- | A | B |
|--------|------|
| 1 2回以下 | 2回以下 |
| 2 3回以下 | 3回以下 |
| 3 3回 | 3回 |
| 4 3回 | 3回以下 |

A - 13 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線局の無線設備の操作に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者
- 3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 日本の国籍を有しない者

A - 14 次の記述は、アマチュア無線局に関する総務大臣への報告について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は □ A □ を行ったとき。
- (2) 電波法又は □ B □ の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

A	B
1 非常通信	電波法に基づく命令
2 非常通信	電気通信事業法
3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信	電波法に基づく命令
4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信	電気通信事業法

A - 15 次の記述は、アマチュア局の無線設備の常置場所の変更について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

移動するアマチュア局の免許人は、その局の □ A □ ときは、できる限り速やかに、その旨を文書によって、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。） □ B □ 。

A	B
1 無線設備の常置場所を変更した	の許可を受けなければならない
2 無線設備の常置場所を変更した	に届け出なければならない
3 無線設備の常置場所を変更しようとする	の許可を受けなければならない
4 無線設備の常置場所を変更しようとする	に届け出なければならない

A - 16 次に掲げる記述のうち、無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合はどれか。無線従事者規則の規定に照らし、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 住所を変更したとき。
- 2 無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- 3 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 4 無線従事者が業務に従事することを停止されたとき。
- 5 無線従事者の免許を取り消されたとき。

A - 17 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義を国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、□ A □ のため、公表された高い精度の □ B □ 周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、□ C □ その他の目的のための無線通信業務をいう。

A	B	C
1 周波数の較正	特性	技術
2 周波数の較正	特定	産業
3 一般的受信	特性	産業
4 一般的受信	特定	技術

A - 18 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 3,200kHz ~ 3,230kHz
- 2 3,230kHz ~ 3,400kHz
- 3 3,500kHz ~ 3,900kHz
- 4 3,900kHz ~ 3,950kHz
- 5 3,950kHz ~ 4,000kHz

A - 19 次の記述は、無線局からの混信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、□A□ 伝送、□B□ 信号の伝送、□C□ 又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。

- | | A | B | C |
|---|-------|------|------|
| 1 | 不要な | 過剰な | 虚偽の |
| 2 | 不要な | 不正確な | 不明瞭な |
| 3 | 暗語による | 過剰な | 不明瞭な |
| 4 | 暗語による | 不正確な | 虚偽の |

A - 20 次の記述は、許可書について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外を除く。

許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、□B□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | A | B |
|---|------------|-----------|
| 1 | 設置し、又は運用する | 電気通信の秘密 |
| 2 | 設置し、又は運用する | 無線通信規則の規定 |
| 3 | 無線設備を所有する | 電気通信の秘密 |
| 4 | 無線設備を所有する | 無線通信規則の規定 |

B - 1 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の免許の申請をしようとするとき、その申請書に添付する書類に記載する事項のうち、無線局免許手続規則の規定により記載を省略することができるものを1、これを省略できないものを2として解答せよ。

- ア 目的
- イ 開設を必要とする理由
- ウ 無線設備の工事設計
- エ 運用許容時間
- オ 運用開始の予定期日

B - 2 次に掲げる記述のうち、送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件として、無線設備規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 満足な指向特性が得られること。
- ウ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- エ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B - 3 次に掲げる記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし、無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRH?	こちらの周波数は、変化しますか。
イ QRK?	こちらの信号（又は・・・(名称又は呼出符号)の信号)の明りょう度は、どうですか。
ウ QRM?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRN?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
オ QSY?	こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。

B - 4 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、無線局の発射する□アが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□イ電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、□の命令を受けた無線局からその発射する□アが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に□ウさせなければならない。

総務大臣は、□の規定により発射する□アが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□エしなければならない。□の規定により電波の発射を停止された無線局を運用した者は、□オに処する。

- | | | | |
|-----------------------|------------------------|-------------|-----------|
| 1 電波の質 | 2 臨時に | 3 電波を試験的に発射 | 4 □の停止を解除 |
| 5 電波の強度 | 6 3箇月以内の期間を定めて | 7 職員を派遣し検査 | 8 その旨を通知 |
| 9 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | |

B - 5 次に掲げる記述のうち、局の技術特性として国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
- イ 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- ウ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。
- エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
- オ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。

